

加賀・能登共に越前の一部份であり、その後十一年にして能登の建國を見たが、二十年にして越中に併合せられ、十六年にして再び獨立した。故に終始改廢を見ぬ出雲にあつてすら、勅旨降下後二十年を経た天平五年に勅造を畢へたことから類推すれば、かく頻繁なる變革の間に能登が之を撰進し得たか否かは疑はしい。加賀の建國に至つては、和銅から百餘年の後にあるから、若しその記事があつたなら、越前風土記の中に含まれてゐたかも知れぬ。而も越前風土記の存しない今日に在つては、永久にこの問題を解決することが困難である。

(一) 惣國風土記の偽撰——然るにこゝに惣國風土記一に殘簡風土記と言はれるものがある。惣國風土記は山城・大和・攝津・河内・和泉・近江・伊賀・伊勢・美濃・尾張・三河・遠江・駿河・甲斐・信濃・相模・武藏・安房・上總・下總・常陸・陸奥・加賀・但馬・因幡・出雲・播磨・美作・備前・備中・備後・筑前・豊後・肥前・肥後・日向の三十六國に亘り、その加賀風土記は石川・加賀二郡のみを有する。而して學者或は之を古風土記の一部分なる如く誤解し、或は平安朝初期の撰と考へ、以て考證の資料に供し、後世を誤らしめたことが最も多い。例へば淺野川の古名を澤田川とし、犀川の古名を中村河であるとするもの、皆惣國風土記に據る説である。(三) 學者の考證——惣國風土記に就いて初めて考證を試みたものは伴信友であつた。信友は文化十二年前後風土記假論を著し、常陸・出雲・豊後・肥前・肥後・肥前・肥後・日向の三十六國風土記を後風土記と名づけた。前風土記を四國とするは、當時未だ播磨風土記が世に

知られなかつたからである。信友の所論によれば、後風土記は、桓武天皇紀延暦十五年八月己卯の條に、『是日勅。諸國地圖事述疎略。加以年序已久。□字闕逸。宜更令作。』之。夫郡國郷邑。騎馬遠近。名山大川。形體廣狹。具錄無漏焉。』とあるによつて撰述せられたもので、その編纂は延暦に初り弘仁の頃に終へたるなるべく、之を諸國に下して小帳といふ書に收めたのだらう。そは加賀國風土記石川郡の跋に『嘉慶二年二月下旬左中將藤原元隆。右之風土記者。加賀國之小帳也。尤爲官人爲其用。以官本令校合。』とあるによつて知るべく、所謂小帳は、古へ諸國にあつた公文書中の大帳の類であらうといつてゐる。之に對して駁撃を加へたのは、中山信名の前後風土記概論の論である。信名は、延暦十五年の勅に地圖事述疎略といふは、地圖上の註記の疎漏を指すとし、石川郡風土記の虫喰が、他諸國風土記の虫喰と同一の所にあるを以て偽作の證であると考へた。又小帳といふものあることなく、奥書に『加賀國小帳也、尤爲官人爲其用。』としたるは、その時代に適應しない。嘉慶の頃は足利氏が政權を掌握したから、公家は毫も實務に關與したことなく、かく貢賦の事を記した書が、官人の爲に用を爲すことがないと喝破し、更に進んでその偽撰たる所以を述べた。第一、本書に庄名と郷名とを平頭に書したるは後世の態である。庄は延喜・天曆の頃から漸く起つたが、もと私領であるから郡郷と同一に記すべきではない。第二、庄の下に公穀何束、假粟何束、貢物何々と記してゐるが、庄は私領で貢物を上るべき地ではない。第三、郡郷の

名稱に一字なるも三字なるもあるが、古法は好字を取つて二字とする制であつたから、此くの如きものゝ存するはずがない。和名抄に一字又は三字のものあるは、脱字・衍字のある場合のみである。第四、書中全く事實を謬り、絶無の地名を記したるのみならず、細流から鮭・鱒を出す如き虚妄がある。第五、社創建の年月、祭祀の神名、租穀の數量を記するが、郷名山川の里程方位を擧ぐることもなきは、その虚實が直に暴露するからである。而してこの惣國風土記は、元亨二年の圖帳と稱するものと共に、書肆のこれを他に依頼著作せしめたのは東山天皇の代だと傳聞するといふことを發表して居る。この信名の意見に對する伴信友の風土記考は比古婆衣の中に收められてゐる。文中信友が前後風土記概論に述べた考證の全く誤謬であつたことを悔い、且つ彼がその稿本を平田篤胤に示したるに、篤胤が擅に之をその著古史微の開題記に載せて出版したのであるといつてゐる。而して信友は更に、今井似閑がその著萬葉緯にこの風土記を集めて、『今所書記風土記殘篇十四帖。並民部省圖帳殘篇二帖者。荷辻柳陰之恩惠所模寫也。傳聞從林氏之書樓出。近世引用此書者。雖未見及。而與古書合符節。則非偽書一必矣。誰家文苑所秘置一矣。記卷數亦可珍重焉。』といつたを難じ、その古書と符節を合する點があるといふ者は、彼がこの書を見ることの詳密ならざるに因ると述べ、且つ惣國風土記の巻尾に、右之風土記者加賀國之小帳也とあるは、もと水帳也とあつたを誤寫せるものとし、又新井君美が室直清に答へた書に、こは民部省・大藏省等の中

にあつた小帳といふものなるを、後人の風土記であると信じたのであらうといつたを難じ、官の諸帳に大帳はあるが小帳はない。君美も亦深く究めないものであると説いて居る。惣國風土記の無價値は是に至つて確定したわけである。

ソウザ 雜座 鳳至郡七浦庄に屬する。明治中に至り、黒杉・新保・上池田・小町と合併して上山と改稱した。

ソウザキ 宗崎 鳳至郡曾良の入江西方にある岬。

ソウサクベン 造作辨 五册。甲州流兵法家の築城の技術等を論辨したもの。自序に安永三年離間軒本保以守とある。

ソウザンジョウ 象山徐芸 曹洞宗の僧。越前の人。初め同國寶圓寺の大透圭徐に従うてその席を繼ぎ、後總持寺に出世し、永澤・龍泉二寺に遷り、文祿元年鳳至郡輪島に蓮江寺を創め、三年大透の後を受けて金澤の寶圓寺に住した。慶長五年前田利家の廟を野田山麓に置いて野田寶圓寺と稱した時象山その第一代に居り、後に桃雲寺と改めた。十五年利家夫人は總持寺三門を建て、象山をして説法せしめ、傍に芳春院を構へて之を置いたが、象山は大透をその開祖とし、自ら二代に住した。後桃雲寺に退き、元和五年五月廿四日寂した。

に在つて、曹洞宗の本山であつたが今は別院となる。山號は諸嶽山。瑩山紹瑾の創建する所。寺記によれば、もと此の地に眞言宗諸岡寺があつたが、元亨元年寺主定實靈夢に因り、その寺地を瑩山に讓つて他に退いたに初ると

ソウジジ 總持寺 (一) 惣説——鳳至郡門前に在つて、曹洞宗の本山であつたが今は別院となる。山號は諸嶽山。瑩山紹瑾の創建する所。寺記によれば、もと此の地に眞言宗諸岡寺があつたが、元亨元年寺主定實靈夢に因り、その寺地を瑩山に讓つて他に退いたに初ると